平成２８年（フ）第２８３号
函館市若松町39番11号
債務者　佐藤美智雄
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５４号
岩手県一関市萩荘字打ノ目263―１　コンフォートヴィラ005、住民票上の住所岩手県一関市厳美町字上菅生沢73番地
債務者　佐藤　昭子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１０１号
岐阜県大垣市昼飯町1545番地６
債務者　山川　　修
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１２８２号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番12―304号
債務者　北村　好昭
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８３号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番12―304号
債務者　北村美智子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１０号
埼玉県川口市芝西２丁目23番10号　プリンセスサマー106号
債務者　菅原　貴仁
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２２号
埼玉県川口市戸塚南２丁目３番８号　パーティアム戸塚203号室、旧住所埼玉県川口市大字東内野333番地の４
債務者　牧野　広幸
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３６号
さいたま市見沼区大字南中丸42番地３　ドミール石栄105
債務者　高橋　　昌（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７０号
埼玉県蕨市北町１丁目24番12号
債務者　高平　義和
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４４３号
大阪府東大阪市御幸町９番７号、前住所奈良市大宮町３丁目２番50号白樺ハイツ大宮Ⅲ101号
債務者　森口　秀樹
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０５１号
大阪市港区南市岡１丁目８番２号サンフーミン21　401号
債務者　榎木美由紀
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１０８号
大阪市西淀川区竹島３丁目３番23号　ラフィーネ竹島402号室、前住所大阪市西淀川区竹島２丁目３番38号
債務者　伊原多加恵
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１０９号
大阪市西淀川区竹島３丁目３番23号　ラフィーネ竹島402号室、前住所大阪市西淀川区竹島２丁目３番38号
債務者　伊原　享子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２０７号
大阪市住吉区苅田９丁目15番26―407号
債務者　松岡　利文
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２４８号
大阪市生野区小路東６丁目５番７―207号
債務者　有坂　　慧
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２４９号
大阪府東大阪市出雲井本町２番９―501号
債務者　髙畑　慎二
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８８号
大阪市生野区中川１丁目４番21号　シャーメゾンラフィーネ　102
債務者　園山　貴至
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部